

製造所等の区画室に設置する必要がある消火設備に係る特例基準

著しく消火困難な製造所等に分類される製造所等の区画された部分（以下「区画室」という。）が、1から6までのすべてに適合する場合は、危政令第23条を適用し、危政令第20条第1項第1号に基づき当該区画室に設置が必要になる消火設備を設置免除できるものとする。

- 1 区画室の壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合にあっては上階の床）が耐火構造であること。
- 2 区画室を内装仕上げする場合は、不燃材料を用いること。
- 3 区画室に設置される設備等は、電気配線の被覆材等必要最小限のものを除き、不燃材料で構成されること。
- 4 必要最小限のものを除き、可燃物が存置等されないように区画室が管理されること。
- 5 次の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備のいずれかが設置されること。

ただし、危険物保安技術協会等の第三者機関による評価結果により、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備が防護対象物である区画室の「建築物その他の工作物」及び区画室で貯蔵し、又は取り扱う「危険物」の消火に有効であると判断できる場合はこの限りではない。

(1) 不活性ガス消火設備

- ア 危政令別表第5において、区画室で貯蔵し又は取り扱う「危険物」に適応すること。
- イ 全域放出方式であること。
- ウ 危規則第32条の7及び製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示に定める基準に適合すること。

(2) ハロゲン化物消火設備

- ア (1)、ア及びイによること。
- イ 危規則第32条の8及び製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示に定める基準に適合すること。

6 次の第5種の消火設備が設置されること。

- (1) 危政令別表第5において、区画室の「建築物その他の工作物」及び区画室で貯蔵し、又は取り扱う「危険物」に適応すること。
- (2) 区画室の各部分から、一の第5種の消火設備に至る歩行距離が20メートル以下となるように設置されること。